

鳥取縣公報

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第七十三号

鳥取県西部海区漁業調整委員会委員繰上補充選挙会において当選した者の住所、氏名は次の通りである。

昭和二十六年十月十八日

鳥取県選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

鳥取県西伯郡崎津村大字大崎一六四ノ二

角 武 好

本書ノ大キサハ國定規格A五號

昭和二十六年十月十八日
号 外 木 曜 日

鳥取縣公報 毎週 曜日発行(休日ニ當ル)
火金 曜日 時ハ翌日

昭和二十六年十月十八日
号 外

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第四百八十二号

鳥取県災害対策本部設置要綱を次のように定める。

昭和二十六年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県災害対策本部設置要綱

- 一、本県における災害対策の万全を期するため、必要に応じて鳥取県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。
 - 二、本部の設置可否は、部長会議において協議し、知事が決定するものとする。
 - 三、本部には本部長一名、副本部長若干名を置くものとする。
- 本部長は、副知事をもつてあて、知事の命をうけ本部

昭和二十六年十月十八日

号 外 木 曜 日

本書ノ六キヤハ國定規格A五判

を統轄する。

- 副本部長は、関係部長をもつてあて、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- なお、部外の意見を徴しその対策に資するため、知事は、必要に応じて参与若干名を委嘱することができるものとする。

- 四、本部の事務を処理させるため、本部に事務局長一名、局員若干名を置くものとする。
- 局長は、知事室企画課長をもつてこれにあて、局長は、関係職員のうちから知事が任命する。
- 局長は、上司の命をうけて事務を掌理し、局員は、局長の命をうけて事務に従事する。
- 五、災害の発生した際は、本部設置の有無にかかわらず、各地方事所長、各土木出張所長は、管内（この場合、

鳥取市は岩美地方事務所長及び鳥取土木出張所長、米子市は西伯地方事務所長及び米子土木出張所長においての概況をとりまとめ、電話又は電報等速かな方法をもつて関係部課に通報し、関係部課においてはその都度知事室企画課長に通報するものとする。

六、本要綱にいう災害とは、不時の天災地変による災害をいう。

本要綱以外の必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和二十六年十月十八日から施行する。

公 告

◇鳥取県火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者試験 公告

昭和二十六年十月十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

この試験は昭和二十六年度第二回甲種及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者の免状を交付する為に行う試験であります。

一、種類及び試験課目

甲、乙種火薬類取扱主任者	丙種火薬類作業主任者
火薬類取締法令 一般火薬学	同上
信号焰管、信号火せん及び煙火製造工場保安管理技術	同上
一般教養科目 数学、物理学、化学、 国語、社会科学、外国語 (英語、獨語、または 仏語)	

二、次の各号の一に該当する者は、この試験の受験資格がありません。

- 1 日本の国籍を有しないもの。
- 2 禁治産者及び準禁治産者

三、試験の日時、場所、方法及び発表
試験は 筆記試験と口頭試問とを行います。

- 1 筆記試験 昭和二十六年十二月四日午前九時より
鳥取市東町県会議事堂

- 2 口頭試問 昭和二十六年十二月五日午前九時より
同右
- 3 合格発表 昭和二十七年一月上旬合格者に通知致します。

四、受験の手続方法

- 1 試験を受けようとする者は別表第一の受験願書に左の書類を添附の上県經濟部商工課宛提出して下さい。
 - 2 履歴書(別表第二)
 - 3 戸籍抄本
 - 4 寫 眞(手札形とし出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像でその裏面には撮影年月日、氏名及び年令を記載すること)
- 註、この試験は火薬類取締法施行規則(昭和二十五年十月三十一日)により実施せられるものであります。
- なお不明な点がありましたら当課管理係へ御照会下さい。

別表第一

受 験 願 書	×整理番号	年 月 日
	×受理日	
本 籍		
住 所		
氏 名		
生年月日		
受 験 地		

甲種 乙種火薬類作業主任者試験を受けたので火薬類取締法施行規則第七十八條各号に掲げる書類を添えて出願致します。

丙種 鳥取県知事 西尾愛治殿

昭和 年 月 日
右 氏 名 印

- 1、この用紙の大きさは日本標準規格B5とす
ること(182mm×257mm)
- 2、×印の項は記載しないこと。

別表第二

履 歴 書

本 籍 住 所

氏 名

生 年 月 日

学 歴

職 歴 (火薬類の製造または取扱に関する作業経歴を

含む)

賞 罰

右の通り相違ありません

年 月 日

右 氏

名 印

昭和二十六年十月十八日印刷
昭和二十六年十月十八日発行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發 行 所 印

鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 鳥 取 縣

刷 所 印 刷 所

鳥取県公報

選挙管理委員会規則

◇鳥取県選挙管理委員会規則第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十四条の規定に基づき鳥取県選挙管理委員会規程を次のとおり定める。

昭和二十六年十月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取県選挙管理委員会規程

第一章 組織

（委員長の選挙）

第一條 鳥取県選挙管理委員（以下委員会という。）の委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもつて、当選者とする。但し得票

昭和二十六年十月十八日
号

外 木 曜 日

本書ノ大キサハ規定規格A五判

数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

3 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人につき委員の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所氏名を告示しなければならない。

（委員長の選挙を行う時期）

第二條 委員長の任期満了による後任者の選挙は改選後最初の委員会において行う。

2 委員長が欠け、又はその職を辞したときは、委員長の選挙はその欠けるに至つた日から十日以内に行う。（委員長の任期）

00987

第三條 委員長の任期は委員の任期による。
(委員長の代理)

第四條 委員長は地方自治法第八十七條第三項の規定による委員を指定したときは、これを告示しなければならぬ。

2 委員長及び委員長代理委員がともに事故があるときは、委員会で互選した委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長、委員の辞任手続)

第五條 委員長若しくは委員が地方自治法第八十五條の規定によつてその辞任の承認をうけようとするときは、予じめ文書をもつて届出でなければならぬ。

この場合において、委員長の辞任届は委員長代理委員に提出しなければならぬ。

2 委員長が辞職したとき又は委員が辞任したとき若しくはその欠員補充したときは、委員会は直ちにその者の住所氏名を告示しなければならぬ。

第二章 会 議

(委員会の招集)

第六條 委員の改選後最初の委員会は知事がこれを招集する。

2 委員会の招集は告示及び告知により行う。

3 前項の告示及び告知は招集の日時、場所及び会議に附議すべき事件を示さなければならぬ。

4 委員会開会中急施を要する事件があるときは前項の規定にかゝらず直ちにこれを会議に附議することができる。

5 地方自治法第八十八條の規定によつて委員から、委員長に対し委員会の招集を請求しようとするときは、会議に附議すべき事件及びその理由を示して文書で、これをしなければならぬ。

(欠席手続)

第七條 委員はやむを得ない用務又は事故のため招集に應ぜられないときは、予じめ委員長にその旨を届出でなければならぬ。

(会議録の調製)

00988

第八條 委員長は書記をして会議録を調製し会議の顛末及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 出席委員は、前項の会議録を点検し、末尾に署名しなければならない。

(議事手続の準用)

第九條 本章に規定するものを除く外、委員会の開閉、議案の審査、議決等委員会の議事に関しては鳥取県議会議規則の例による。

第三章 委員長の職務権限

(委員長の担任事務)

第十條 委員長の担任する事務は概ね次のとおりとする。

一、委員会の議決を経べき事件につき議案を提出し及び議決を執行すること。

二、委員会の予算の経理に関すること。

三、公印及び書類の保管に関すること。

四、事務局職員の任免給与及び服務等に関すること。

五、委員会の庶務に関すること。

六、その他法令により委員長の権限に属すること。

(委員長の専決処分)

第十一條 委員会が成立しないとき委員の除斥その他の故障により会議を開くことができないとき、又は委員会において議決すべき事件を議決しない場合において緊急処理する必要があるときは、委員長はその議決すべき事件を処分することができる。

2 委員会の権限に属する事件で委員会が特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

3 前二項の規定による処置については、次の会議においてこれを委員会に報告し第一項の規定による処置についてはその承認を求めなければならない。

(委任及び代理)

第十二條 委員長が、その権限に属する事務の一部を事務局長又は書記に委任する場合には、予じめ委員会の承認を得なければならない。

2 委員長はその権限に属する事務の一部で特に指定した事項については、事務局長をして臨時にその事務を代行させることができる。

第四章 事務局

(事務局)

第十三條 委員会に関する事務を処理するため委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は書記の中から委員長が任免する。

4 事務局長は委員長の命を受け、職員を指揮して事務局に関する事務を統理する。

5 書記、その他の職員は上司の命を受け、事務に従事する。

(補助執行)

第十四條 事務局長不任のときは、所属の上席の書記がその事務を代決する。

(文書の取扱)

第十五條 委員会の文書の接受、審査並びに施行等処理に関しては県の文書取扱規定の例による。

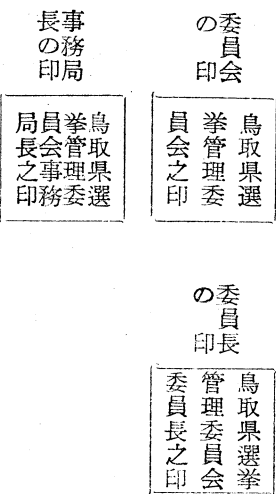
第五章 公布式及び公印

(公布の方法)

第十六條 委員会又は委員長の公布する鳥取県選挙管理委員規則及び告示は鳥取県公報に登載するをもつてその公布方法にする。但し、急を要するときは日本海新聞及び山陰日日新聞の公告をもつてこれに代えることができる。

(公印)

第十七條 委員会及び委員長並びに事務局長の公印は次のとおりとする。



附則

1 この規則は、公布日から施行する。

2 従前の鳥取県選挙管理委員会規程は廃止する。

◇鳥取県選挙管理委員会規則第四号

鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第十一條第二項の規定により、鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程を、次のとおり定める。

昭和二十六年十月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長二上根政幸

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程

鳥取県選挙管理委員会の権限に属する事項で委員長の専決処分することのできるものは、左に掲げる事項とする。

一 事務局職員の出張その他服務に関する事項

二 選挙管理委員会の規則及び告示の公布に関する事項

三 選挙人名簿の調製に関する事項

四 投票所開閉時刻の繰上げ又は繰下げの承認に関する事項

事項

五 決選投票の場合における候補者の決定に関する事項

六 当選証書の附与に関する事項

七 選挙の結果報告に関する事項

八 当選人に関する告知、報告、届出の処理に関する事項

九 投票期日の繰延に関する事項

十 選挙運動用ポスターの検印に関する事項

十一 選挙運動用文書図画の撤去に関する事項

十二 立会演説会参加者並びに演説順位の決定に関する事項

十三 個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の協議に関する事項

十四 政治資金規正法及び選挙運動に関する収入、支出並びに寄附の届出書の処理に関する事項

十五 市町村の選挙と県の選挙を同時に行わないことの決定、通知に関する事項

十六 県農業委員会委員選挙の投票立会人選任に関する事項

十七 諸証明の発行に関する事項

附則

この規程は、公布の日から施行する。